

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 岩手県後期高齢者医療広域連合

令和8年6月12日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.6%
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、全員が他地方公共団体からの派遣であり、本給の支給がないため、算定対象外となる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用職員7名のうち、職務の級が1級である者が4名、3級である者が3名任用されているが、相対的に男性の方が3級として任用されている者の割合が多いことによる。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0.0%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員については、全員が他地方公共団体からの派遣であることから、派遣元団体の意向が優先されるため、主体的に女性職員の割合を増やすことは困難となっている。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	0.0%
本庁課長補佐相当職	20.0%
本庁係長相当職	0.0%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員については、全員が他地方公共団体からの派遣であることから、派遣元団体の意向が優先されるため、主体的に女性職員の割合を増やすことは困難となっている。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	0.0%	—	—	—
2週間以上1月以下	100.0%	—	—	—
1月超3月以下	0.0%	—	—	—
3月超6月以下	0.0%	—	—	—
6月超9月以下	0.0%	—	—	—
9月超12月以下	0.0%	—	—	—
12月超24月以下	0.0%	—	—	—
24月超	0.0%	—	—	—

【説明欄】

・常勤職員の女性並びに会計年度任用職員の男性及び女性については、取得対象者がいなかったものである。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	3.8時間/月
内部部局等以外	—

【説明欄】

・内部部局等以外（いわゆる出先機関）の職員は存在しない。